

所長指示第16号
令和2年3月30日

広島拘置所長

死刑確定者の教誨においてDVD等を視聴させる際の留意事項について

死刑確定者の教誨については、令和2年2月21日付け達示第4号「死刑確定者処遇要領」第12条に基づき実施しているところ、標記について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第32条（死刑確定者の処遇の原則）に基づいた運用となるよう、下記事項について留意されたい。

記

- 1 教育担当者は、教誨の実施を依頼する際、当該教誨師に対し、DVD等を視聴させる予定の有無について確認し、予定がある場合は、次のとおり対応する。
 - (1) 当該教誨師から、当該DVD等の題名及び内容を聴取する。
 - (2) 当該教誨師に対し、当該DVD等の内容によっては、死刑確定者の処遇の原則（死刑確定者が心情の安定を得られるようにすることに留意するものとする。）に照らし合わせて、視聴を認めないこともある旨を伝える。
 - (3) 上記について、首席矯正処遇官（企画担当）（以下「企画首席」という。）及び統括矯正処遇官（指導担当）（以下「指導統括」という。）に報告する。
- 2 企画首席、指導統括及び教育担当者は、上記1（1）で聴取した内容を基に、次のとおり対応する。
 - (1) 事前に当該DVD等の内容を調査する。
 - (2) 当該死刑確定者の犯罪の態様、行状等を考慮した上、死刑確定者

- の処遇の原則に妥当する内容のものであれば、当該DVD等を視聴させて差し支えない。
- (3) 視聴させることに疑義がある内容のものであった場合、企画首席又は指導統括は、その旨を処遇部長に報告した後、当該教誨師に対し、視聴を差し控えるよう申し入れる。
- 3 当該教誨実施時にDVD等を視聴させる場合、企画首席又は指導統括は、次のとおり対応する。
- (1) 当該教誨師に対し、視聴させる前に当該死刑確定者の意向（視聴に同意するか否か。）を確かめるよう依頼し、また、同意を得て視聴させた場合であっても、当該死刑確定者が視聴中止等の意向を示したときは、直ちに視聴をやめさせるよう申し入れる。
- (2) 立会職員に対し、DVD等の視聴がある旨を申し送り、視聴中の当該死刑確定者の動静視察について密に行うよう指示する。